

2024年5月2日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 吉田 弘明
(コード番号：2743 スタンダード)
問 い 合 せ 取締役管理本部長 矢尾板 裕介
(TEL. 03-6731-3410)

(訂正) 「第三者割当により発行される新株式及び第15回新株予約権の募集に関するお知らせ」の一部訂正について

2024年4月19日付けで公表いたしました「第三者割当により発行される新株式及び第15回新株予約権の募集に関するお知らせ」及び2024年4月24日付けで公表いたしました「(訂正)「第三者割当により発行される新株式及び第15回新株予約権の募集に関するお知らせ」」の記載内容に一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 訂正の理由

有価証券届出書の訂正有価証券届出書の提出に伴い、訂正するものであります。

2. 訂正箇所

- ① 【別紙1】募集株式の発行要綱
 - ② 【別紙2】ピクセルカンパニーズ株式会社第15回新株予約権発行要項
3. 申込期間
- ③ 5. 発行条件等の合理性
(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

3. 訂正の内容

訂正内容は___を付けて表示しております。

① 【訂正前】

募集株式の発行要綱

1.	募集株式の種類	当社普通株式 5,560,000株
2.	払込金額	1株につき135円
3.	払込金額の総額	750,600,000円

4.	増加する資本金及び 資本準備金の額	資本金 金 375,300,000 円 資本準備金 金 375,300,000 円
5.	申込期間	2024年5月7日から2024年5月13日
6.	払込期日	2024年5月13日
7.	募集又は割当方法	第三者割当による
8.	割当先及び割当株式数	株式会社 Your Turn 5,560,000 株
9.	払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 神田支店
10.	その他	①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 ②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

【訂正後】

募集株式の発行要綱

1.	募集株式の種類	当社普通株式 5,560,000 株
2.	払込金額	1株につき 135 円
3.	払込金額の総額	750,600,000 円
4.	増加する資本金及び 資本準備金の額	資本金 金 375,300,000 円 資本準備金 金 375,300,000 円
5.	申込期間	2024年5月13日
6.	払込期日	2024年5月13日
7.	募集又は割当方法	第三者割当による
8.	割当先及び割当株式数	株式会社 Your Turn 5,560,000 株
9.	払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 神田支店
10.	その他	①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 ②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

② 【訂正前】

ピクセルカンパニーズ株式会社第15回新株予約権発行要項

3. 申込期間 2024年5月7日から2024年5月13日

【訂正後】

ピクセルカンパニーズ株式会社第15回新株予約権発行要項

3. 申込期間 2024年5月13日

③【訂正前】

5. 発行条件等の合理性

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ5,560,000株及び24,080,000株の合計29,640,000株となり、2024年4月18日現在の発行済株式総数84,644,600株（議決権数846,273個）に対して、合計35.02%（議決権比率35.02%）の希薄化が生じます。

また、本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数29,640,000株に対して、当社株式の過去1年間における1日あたり平均出来高は、2,068,686株であり、1日あたり平均出来高は最大交付株式数の6.98%であります。本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数29,640,000株を行使期間である1年間（245日／年間営業日数で計算）で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は120,979株となり、上記1日あたりの平均出来高の5.85%となるため、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを書面にて確認していることから、本資金調達及ばず株価への影響は限定的なものになると考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

当社といたしましては、上記「4. 資金使途の合理性に関する考え方」に記載のとおり、今回の資金調達を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載する使途に充当することにより当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには必要不可欠であり、当社及び当社グループの業績回復が進むことによって既存株主様の利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

また、割当予定先は現在大量保有報告書等の提出に関して遅延している状態であります。当社は2024年4月11日に当該状況について割当予定先に対して指摘・確認いたしました。割当予定先からは翌4月12日に大量保有報告書等の登録が不慣れであり、また登録を委任していた担当者が不在になるなどもあったことから対応が遅れているという回答を得ており、当社からの指摘を受け、現在は専門家に依頼し、早期遅延状態の解消に向けて対応しているということでした。その中で当社の株式及び新株予約権の引受に関しては、専門家と連携し、法令を遵守し適切に対応・提出していくことを割当予定先からの2024年4月12日付の確約書をもって確認いたしました。

よって、当社は、本第三者割当増資は、それを通じた当社の企業価値の向上を図るために必要な限度で行われるものであり、中長期的には、上記の希薄化を上回る当社の企業価値の向上につながるものと考えられるため、本第三者割当増資に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しており、また、割当予定先は上記のとおり、本届出書提出日において大量保有報告書等の提出が遅延しておりますが、割当予定先も遅延状態の早期解消に取り組んでおり、本第三者割当増資においては、専門家と連携し、法令を遵守し適切に対応・提出していくことを確約書にて確認していることから、割当予定先に対する割当は当社の現状を鑑みると合理的であると判断しております。一方、当社は、割当予定先からの確約書を受領しておりますが、大量保有報告書等の提出が

未了であることから、引き続き対応を促してまいります。

【訂正後】

5. 発行条件等の合理性

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ5,560,000株及び24,080,000株の合計29,640,000株となり、2024年4月18日現在の発行済株式総数84,644,600株（議決権数846,273個）に対して、合計35.02%（議決権比率35.02%）の希薄化が生じます。

また、本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数29,640,000株に対して、当社株式の過去1年間における1日あたり平均出来高は、2,068,686株であり、1日あたり平均出来高は最大交付株式数の6.98%であります。本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数29,640,000株を行使期間である1年間（245日／年間営業日数で計算）で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は120,979株となり、上記1日あたりの平均出来高の5.85%となるため、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを書面にて確認していることから、本資金調達及ばず株価への影響は限定的なものになると考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

当社といたしましては、上記「4. 資金使途の合理性に関する考え方」に記載のとおり、今回の資金調達を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載する使途に充当することにより当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには必要不可欠であり、当社及び当社グループの業績回復が進むことによって既存株主様の利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

また、割当予定先は現在大量保有報告書等の提出に関して遅延している状態でありましたが、当社が2024年4月11日に当該状況について割当予定先に対して指摘・確認し、割当予定先からは翌4月12日に大量保有報告書等の登録が不慣れであり、また登録を委任していた担当者が不在になるなどもあったことから対応が遅れているという回答を得ており、当社からの指摘を受け、現在は専門家に依頼し、早期遅延状態の解消に向けて対応しているということでした。その中で当社の株式及び新株予約権の引受に関しては、専門家と連携し、法令を遵守し適切に対応・提出していくことを割当予定先からの2024年4月12日付の確約書をもって確認いたしました。

よって、当社は、本第三者割当増資は、それを通じた当社の企業価値の向上を図るために必要な限度で行われるものであり、中長期的には、上記の希薄化を上回る当社の企業価値の向上につながるものと考えられるため、本第三者割当増資に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。なお、割当予定先は大量保有報告書等の提出が遅延している状況でしたが、2024年5月2日までに大量保有報告書等の提出を確認し当該事象が解消したこと、割当予定先は本第三者割当増資においても、専門家と連携し、法令を遵守し適切に対応・提出して

いくことを確約書にて確認していることから、割当予定先に対する割当は当社の現状を鑑みると合理的であると判断しております。

以上